平成２８年（フ）第４２号
横浜市西区東久保町18番15―103号
債務者　野上明日香
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７５号
横浜市戸塚区深谷町55番地37　ホワイトモントール102号
債務者　沼澤　隆之
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７７号
横浜市旭区市沢町58番地　カサグランデ205
債務者　市川　　亮
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９号
横浜市旭区白根６丁目32番22号
債務者　小島智恵子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台５番６―102号
債務者　東　　寛子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５号
熊本県阿蘇市蔵原735番地、前住所熊本県阿蘇市三久保606番地５　アグライアマンション103号
債務者　蓑田　由美
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月５日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第２２９５号
横浜市旭区都岡町36番地19　チェリーヒルズⅠ　201
債務者　小川　悠真
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８０号
横浜市旭区本村町110番地７　パルハイム二俣川Ａ―105号室
債務者　藁谷　和則
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２号
栃木県栃木市樋ノ口町558番地１
債務者　島田　典子（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第５５９号
静岡県掛川市富部737番地の１ドミールⅥ―107
破産者　松浦　勝之
1　主文　当裁判所が平成28年１月12日午後１時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「静岡県掛川市富部737番地の１ドミールⅣ―107」とあるを「静岡県掛川市富部737番地の１ドミールⅥ―107」と更正する。
2　決定年月日　平成28年２月１日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第５９９号
神戸市灘区浜田町３丁目17
破産者　株式会社イートプラス
1　破産債権の届出期間　平成28年２月19日まで
2　一般調査期日　平成28年３月９日午前10時15分
平成28年１月29日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１１号
（開始決定時の住所）北海道上川郡鷹栖町北野東５条２丁目８番12号
破産者　塚本　賢治
1　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
2　一般調査期日　平成28年４月13日午後３時
平成28年２月２日　　旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７８号
愛知県岡崎市上地６丁目18番地　中央マンション上地　418
破産者　小林　泰二
1　破産債権の届出期間　平成28年３月22日まで
2　一般調査期日　平成28年４月18日午後２時50分
平成28年２月２日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０７１号
東京都港区西麻布１丁目３番２号
清算株式会社　株式会社ユー・ディ・エス
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

保全管理命令

平成２８年（再）第３号
東京都港区芝４丁目11番３号
再生債務者　公益財団法人日本ライフ協会
1　主文　保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市中央区北浜２丁目６番18号　淀屋橋スクエア12階　色川法律事務所　弁護士　森　　恵一
平成28年２月１日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２８年（再）第２号
茨城県鹿嶋市大字武井1877番地１
再生債務者　株式会社鹿島の杜カントリー倶楽部
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区虎ノ門４―３―１　城山トラストタワー31階　成和明哲法律事務所　弁護士　土岐　敦司
平成28年２月１日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２６年（再）第１号
岐阜市宇佐南３丁目８番１号
再生債務者　株式会社サン・メイト
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年１月29日　　岐阜地方裁判所民事部